

# 企業の本社機能 移転・拡充のご案内

本社機能の移転・拡充で様々な優遇措置を受けることができます。

※1 本社機能（特定業務施設）とは①事務所、②研究所、③工場等における研究開発部門、④研修所のいずれかであって、重要な役割を担う事業所をいいます。

※2 優遇措置を活用するためには、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を申請し、県知事に認定を受けることが必要です。（令和6年3月31日までに認定を受けることが必要です）

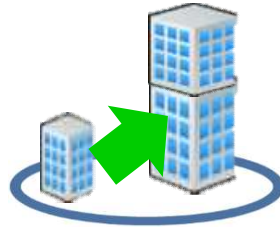
※3 優遇制度は概要を記載しております。申請や制度の詳細は下記問い合わせ先までご連絡ください。

## ■国の優遇制度

税制上の特例措置  
（地方拠点強化税制）

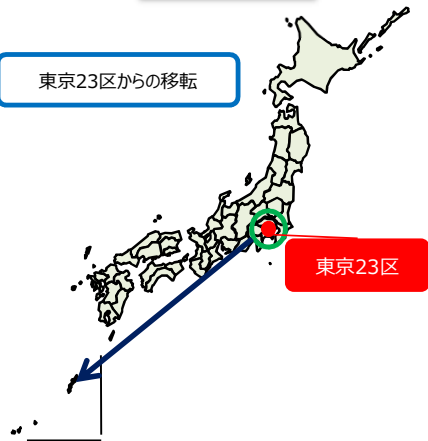
### 拡充型

地方にある企業の本社機能の強化



### 移転型

東京23区からの移転



東京23区

対象地域（市町村）

うるま市、沖縄市、浦添市、糸満市、南風原町の一部地域

左記市町村+名護市、恩納村、八重瀬町の一部地域

オフィス減税

特別償却15%又は税額控除4%

特別償却25%又は税額控除7%

雇用促進税制

増加雇用者1人あたり  
最大30万円

増加雇用者1人あたり  
最大170万円

## ■県の優遇制度

税制上の特例措置  
（地方税の減免）

※対象設備や投資額など一定の要件を満たす必要があります。

事業税

対象外

3年間課税免除

不動産取得税

現行税率の1/10

課税免除

固定資産税※

3年間軽減

3年間課税免除

※固定資産税については、県税にかかる分の記載です。市町村税分にかかるものは各市町村にお問い合わせください。

## ■問い合わせ先

沖縄県 商工労働部 企業立地推進課 企業誘致 担当者

TEL: 098-866-2770 FAX: 098-866-2846 メール: [indus-pr@pref.okinawa.lg.jp](mailto:indus-pr@pref.okinawa.lg.jp)

HP: <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kigyoritchi/index.html>